

「大洲市プレミアム付デジタル商品券発行業務」に係る公募型プロポーザル質問票に対する回答書

No.	項目 (書類名称・ページ・項目等)	内容	回答
1	実施要領 全般	参加申込書、企画提案書等各種提出書類に押印は不要でしょうか。	押印の必要はありません。
2	実施要項 P1 4 参加資格	複数事業者によるコンソーシアムでの参画は可能でしょうか。	業務委託に関して、市での事務取扱に係る規定がないため、複数事業者によるコンソーシアムでの参画は不可としております。
3	実施要項 P3 (2)参加申込書の提出 ①提出書類 5)	①国税(その3の3)納税書、②市区町村税納税証明書(市が発行)、③都道府県税納税証明書(県が発行)の計3種類提出するという認識で合っていますでしょうか。	③都道府県税納税証明書(県が発行)は不要です。
4	実施要領 P4 (3)企画提案書等の提出 4) 提案に含める内容 ウ利用店舗等に関する業務 a	業種別内訳について、指定の分類区分等がございませうでしょうか。	指定の分類区分等はありませんが、あらためて協議のうえ決定したいと考えています。
5	実施要領 P4 (3)企画提案書等の提出 4) 提案に含める内容 ウ利用店舗等に関する業務 a	①提案書作成時点での市内利用可能店舗数とは大洲市のお店とすでに繋がりがあう、提案書作成時点で参加が確定をしているお店ということでしょうか。 ②また、提案書作成時点においては参加が確定している店舗はなく、利用開始時点で300店舗の参加を確定させるということでもよろしいのでしょうか。	①については、既存のキャッシュレス決済サービスが既に導入されている市内店舗数をお示してください。 ②についてはお見込みのとおりです。
6	実施要領 P4 (3)企画提案書等の提出 4) 提案に含める内容 ウ利用店舗等に関する業務 e	弊社の場合、利用店舗の負担については決済額に応じた決済手数料のみとなりますが、決済手数料分は、業務委託金額には含まれない認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	項目 (書類名称・ページ・項目等)	内容	回答
7	実施要領 P4 4) 提案書に含める内容 イ デジタル商品券システムの 構築・管理・運営 d	導入後のランニングコストについて、事業規模（参加者数・店舗数・原資額）等により、金額に変動が生じますが、同事業を次年度以降に実施した場合の費用積算でよろしかったでしょうか。	今回の事業におきまして、システムを構築した場合に、次年度以降、事業を行わない場合でも発生する費用があればその費用を、費用が発生しない場合はその旨記載してください。
8	仕様書 P1 4 事業の概要 (1)利用対象者	「12 歳以上」とありますが、基準日などがありますでしょうか。 例：申込時点で 12 歳であればよい、令和 7 年 4 月 1 日時点 など	申込時点で 12 歳であれば構いません。
9	仕様書 P1 4 事業の概要 (1)欄外	①大企業の定義はございますか？ ②また、その他利用店舗の条件は、P 3 エ. デジタル商品券の利用対象にならないものの項目に該当せず、市内に住所を置く店舗すべてという認識でよろしいでしょうか？	①中小企業基本法の定義から考えられる中小企業に該当しない企業を大企業とします。 定義としては、以下の資本金及び従業員数の両方を満たす企業です。 ●製造業その他…資 3 億円超／従 301 人以上 ●卸売業…資 1 億円超／従 101 人以上 ●サービス業…資 5 千万円超／従 101 人以上 ●小売業…資 5 千万円超／従業員 51 人以上 ②につきましては、お見込みのとおりですが、仕様書 P3 エ（カ）については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業を行う事業者への支払い」に修正いたします。
10	仕様書 P2 (2)デジタル商品券システム構築・運営業務 ア全般 （キ）	より多くの市民の方に、プレミアム付商品券をご購入いただけるように、モバイル端末（スマートフォン等）を要しない、「カードタイプ」の商品券を活用することも考えられますが、委託費用内でご提案に含めることは問題ございませんでしょうか。	「カードタイプ」の商品券を活用することは考えておりません。モバイル端末を活用した提案をお願いします。
11	仕様書 P4	「飲食店など深夜帯の事業にも対応できるスキー	具体的な開設時間につきまして指定はございま

No.	項目 (書類名称・ページ・項目等)	内容	回答
	(3)コールセンター運営業務	ムを構築し」とありますが、具体的な開設時間の想定はございますか。	せんのでご提案ください。
12	仕様書 P5 (ウ) 利用店舗募集及び登録並びに利用店舗の公開	利用店舗の募集開始時期はいつ頃からを想定しておりますでしょうか。	商品券の利用期間を踏まえ、契約後に受託事業者が募集を行うことを想定しています。
13	仕様書 P5 (6)利用者の募集・要件の確認等	エ「市内在住確認は、キャッシュレス決済システムに実装された本人確認機能を用いて行うこと。」とありますが、市内在住を証明する方法として住民基本台帳との照合等は行いますでしょうか。	住民基本台帳との照合は行いません。運転免許証やマイナンバーカードとの紐付けなどによりシステムにおいて確認ください。
14	仕様書 P6 (7)利用者への連絡方法の構築及び案内	「必要に応じて、利用者への通知をメールや専用アプリの通知等で行う方法を構築すること。メールでの案内については、利用者スマートフォンの設定によってはメールが届かない場合があるため、確実に到達する方法を構築するものとする。」とありますが、アプリのプッシュ通知も利用者の設定により届かない場合が想定されます。ハガキ等郵送物での案内も視野に入れられておりますでしょうか。	ハガキ等郵送物での案内は視野に入れておりませんでしたが、特に、商品券購入時や利用期間終了間際には、購入忘れ、利用忘れを防止するための提案をお願いします。
15	仕様書 P6 (8)資金管理業務等 イ委託料に関するもの (ア) 支払いについて	①「委託料のうちプレミアム分は概算払により、その他については精算払により支払う」とありますが、精算払いの対象は、業務委託料（上限額24,409,000円）という認識でよろしいでしょうか。 ②また、その場合業務委託料を事業着手時と、事業完了時に分割して支払っていただくことは可能でしょうか。	①につきましてはお見込みのとおりです。 ②事業完了時の精算払のみとなります。
16	仕様書 P6 (8)資金管理業務等 イ委託料に関するもの	利用期間終了後の未使用分（プレミアム分と利用者負担分）について、プレミアム分については市に返納する形になるかと思いますが、利用者負担分につ	利用者負担分につきましても、市へ納入をお願いします。金額の算出方法につきましては、あらためて協議のうえ決定したいと考えています。

No.	項目 (書類名称・ページ・項目等)	内容	回答
	(イ) デジタル商品券未使用分 及び未発行分について	いては、利用者への返金等を行うのでしょうか。 また、それぞれの金額については、未使用分の割合 から算出するのでしょうか？	
17	様式2 参加申込書	大洲市における競争入札参加資格は無になりますが、参加は可能でしょうか。	大洲市における競争入札参加資格を要件にして おりませんので、参加は可能です。
18	様式3 業務受託実績書 注2	業務受託実績書内、注2に記載した内容が確認で きる書類（契約書の写し等）を添付してください。の 項目がございます。秘密保持の観点より、契約書の 写しを第3者への開示が不可能な場合は、事業実施 時の弊社にて公開しているホームページでも問題 ございませんでしょうか	公開しているホームページなど、提出可能なもの で構いません。